

令和 8 年度 志摩市立小中学校統合型校務支援システム
導入業務委託 仕様書

1. 業務名

令和 8 年度

志摩市立小中学校統合型校務支援システム導入業務委託

2. 業務の目的

本業務は、現在、市内小学校にのみ導入されているオンプレミス型の校務支援システムを刷新し、市内全小中学校を対象とした統合型校務支援システム（以下「本システム」という。）を配備するものである。

本システムの導入により、校務の効率化による教職員の業務負担軽減を図るとともに、児童生徒と向き合う時間を創出することに加え、児童生徒に係る情報を一元管理及び活用することで、よりきめ細やかな指導体制を確立し、本市における教育の質向上を図ることを目的とする。

3. 業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) プロジェクトの運営及び管理
- (2) 本システムの導入
- (3) 本システムの運用支援

4. 履行場所

志摩市

5. 対象学校数及び人数

本業務における対象学校数、児童生徒数及び教職員数は以下のとおり。

なお、学校の統廃合により、令和 9 年 4 月より中学校が合計 5 校となるため留意すること。

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

学校区分	学校数	学級数	児童生徒数	教職員数
小学校	7 校	68 学級	1, 381 人	145 人
中学校	6 校	40 学級	828 人	128 人
合計	13 校	108 学級	2, 209 人	273 人

6. 履行期限

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7. 業務の詳細

7.1. プロジェクトの運営及び管理

- (1) 本業務を履行する上で必要な知識や技術、経験を有する人員を、適切な規模で配置すること。
- (2) プロジェクトの進捗管理、品質管理その他本業務を履行する上で必要な事項について管理を行うこと。
- (3) 打ち合わせ会議を開催し、上記(2)その他必要な事項について報告、確認及び協議等を行うこと。なお、開催の頻度は月 1-2 回程度を想定しているが、必要に応じ適宜調整すること。
- (4) 打ち合わせ会議においては、毎回、会議録を作成し、会議終了後、速やかに提出すること。
- (5) プロジェクトを推進する上で重大な課題や障害、その他インシデントが発生した場合、又は発生リスク発覚した場合、本市へ迅速に報告するとともに、対応策を講じること。

7.2. 本システムの導入

(1) 基本要件

本システムは、以下の要件をすべて満たすものとする。

- ① 本システムの調達範囲は、本システムを利用するに当たり必要となるハードウェア、ソフトウェア及び対象校内のネットワークに接続するまでのネットワークとする。
- ② 本システムは、本市がハードウェア及びソフトウェアの資産を所有することなく、クラウドサービス（SaaS 方式）で提供されるものであること。
- ③ 利用端末の増台や入れ替え等を考慮し、本システムはブラウザアクセス型の Web アプリケーションであること。また、ブラウザについては、Google Chrome、Microsoft Edge 及び Safari 上で正常に動作すること。
- ④ 本システムを動作させるにあたり、使用端末への校務支援ソフト本体及びプラグイン等のインストールが不要であること。
- ⑤ OS について、Windows に対応していること。

ただし、令和 9 年度中に校務系端末の更新を予定しており、当該更新時期までに更新後の端末にインストールされている OS に対応できること。なお、更新後の OS は、MacOS、ChromeOS 又は iPadOS のいずれかを想定

している。

加えて、これら OS への対応及び動作保証については、本システムの標準機能として、追加費用無しで対応できること。

- ⑥ パッケージソフトを利用した構築を基本とし、本市の特性に適合させるが、システムの根幹に関わるカスタマイズは原則実施しないこと。
- ⑦ 一般財団法人全国地域情報化推進協議会（APPLIC）が策定した「教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版」の V2.2 以上に準拠し、APPLIC に準拠登録・相互接続確認製品マーク（オレンジマーク）を受けている製品であること。
- ⑧ 本システムの利用期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとし、5 年間以上のサービス提供が可能、かつその間の動作が保証される製品であること。
なお、本業務の範囲は本システムの導入までとし、本システムの使用料や運用保守を含めたランニングコストは別とする。
- ⑨ 本システムの利用終了に際し、本システムに係る全てを、汎用的な形式（CSV 等）で本市に引き渡すこと。また、受注者が保有する当該のデータを確実に消去すること。
- ⑩ プリンタ等の周辺機器について、一般的に流通している機器が使用可能であること。
- ⑪ 人名表記等における外字に対応しており、操作画面及び出力される各種帳票において、外字が表示されること。
- ⑫ 児童生徒の転入学や進学、教職員の異動時において、学校間でデータ連携ができること。
- ⑬ 2 学期制及び 3 学期制のいずれにも対応可能かつ、混在している場合も対応可能であること。
- ⑭ 特別支援学級に対応できること。
- ⑮ 学校の統廃合に対応できること。
- ⑯ 「5. 対象学校数及び人数」に記載の対象人数をユーザとして登録でき、かつ、本システムの運用期間内における対象人数の増加も考慮し、十分な登録可能数を確保していること。
- ⑰ 本システムは、原則として 24 時間 365 日利用可能であること（あらかじめ本市へ通知し了承を得た計画停止を除く）。

(2) 機能要件

本システムは、以下の機能をすべて有するものとする。

① 学籍管理

- ② 出欠席管理
- ③ 成績管理
- ④ 通知表作成
- ⑤ 指導要録作成
- ⑥ 勤怠管理（教職員等）
- ⑦ 調査書作成
- ⑧ 保健管理
- ⑨ グループウェア機能（掲示板、回覧板、施設予約等）
- ⑩ 保護者連絡機能（欠席連絡、一斉配信等 ※外部サービスとの連携を可とするが、その場合においては、外部サービスと本システム間において、出欠情報や名簿情報等が連携できる機能を有すること（手動で情報を再入力する必要がないこと）。）

(3) 必要帳票

本システムは、以下の帳票をすべて導入すること。

- ① 各種名簿
- ② 出席簿
- ③ 通知表
- ④ 指導要録
- ⑤ 調査書
- ⑥ 検診結果通知文書

なお、帳票の様式については、システムが標準的に搭載しているものをベースとして利用するが、本市の実情に合わせカスタマイズが可能であること。具体的なカスタマイズの内容や必要性については、本市及び受注者双方協議の上決定するものとする。

また、各様式について、法令等の改正その他事由により変更する必要がある場合、速やかに対応できる仕組みを有すること。

(4) 構築及び設定要件

- ① 本システムの導入に必要となる初期設定やデータ登録を行うこと。
- ② 現行の校務支援システムからのデータ移行を行うこと。なお、移行データの授受においては、十分なセキュリティが担保された方法により行うこと。
 - ・ 小学校においては、現行システム「スズキ校務」に蓄積されている情報を移行するものとし、移行データは、スズキ校務から出力される

CSV 形式で提供するものとする。

- 中学校においては、校務支援システムを導入していないため、受注者が指定する方法により、取込用データを作成するものとする。

なお、データの作成方法は、本市及び受注者双方協議の上決定するものとするが、本市への負担に配慮した方法によること。

- ③ 本システムの運用に必要な利用者の登録を行うこと。また、利用者の所属や役職等に応じた各種権限を設定すること。
- ④ 必要に応じて、本市が別途契約しているネットワーク保守業者や通信回線業者等の関係者と連携し、業務を進めること。
- ⑤ 令和 9 年 4 月に予定されている中学校の統廃合を見据え、新学校体制に基づくデータ統合や学級編成、教職員及び児童生徒のマスタ設定その他構築及び設定作業を実施すること。

(5) セキュリティ要件

- ① 受注者は、情報セキュリティマネジメントシステムに関する認証（ISO/IEC 27001）及び クラウドサービスセキュリティに関する認証（ISO/IEC 27017）を受けている、又はプライバシーマークを取得していること。
- ② クラウド上に保存されるデータの暗号化を行い、アクセス権限の無い者の情報の閲覧や編集を制限すること。
- ③ 通信経路を暗号化し、通信の傍受及び改ざんを防止する対策を講じること。
- ④ ネットワークへの不正なアクセスを検知及び遮断する機能を有すること。加えて、アプリケーションへのサイバー攻撃やマルウェアに対する対策を講じること。
- ⑤ Google アカウントとの SAML2.0 又は OpenID Connect による SSO（シングルサインオン）連携ができること。
- ⑥ 本システムへの不正ログインを防ぐため、本システム単体で多要素認証に対応していること、又は、本市が指定する外部認証基盤と SSO 連携を行うことで、多要素認証ができること。
- ⑦ 校務系機能について、学校外からのロケーションフリーな使用を想定しているが、ホワイトリストとして登録された IP アドレス以外から接続させないことでアクセス制御ができること。
- ⑧ ユーザのログイン及びログアウト履歴や、操作ログ等を記録し、追跡して調査できること。
- ⑨ 一定時間システムを操作しなかった場合、自動的にログアウトする機

能を有すること。また、当該時間を設定できること。

- ⑩ 本システムに係るデータは、日本国内に所在するデータセンターに保管すること。
- ⑪ データセンターにおいて、災害対策（耐震・免震構造や自家発電設備・無停電電源装置（UPS）の配備、浸水リスクの低い立地等）や物理侵入への対策（生体認証や入退室管理、監視カメラによる 24 時間監視等）を実施していること。
- ⑫ 本システムは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のクラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスにおいて提供されること。または、本システム自体が ISMAP クラウドサービスリストに登録されていること。
- ⑬ クラウド上のデータを定期的にバックアップし、運用しているデータが消失した場合等は、バックアップしたデータから復元できる仕組みや体制を有すること。なお、バックアップの頻度及び保持期間については、原則として、日次で取得し、30 世代を保持するものとする。
- ⑭ その他、文部科学省が定める「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 7 年 3 月）」に基づいた対策を講じること。

(6) 運用テスト

- ① 実際の運用に合わせた本システム全体における機能を確認及び検証するべく、運用テストを行うものとする。
- ② 運用テストを実施する前に、具体的な内容について本市と協議し決定すること。

7.3. 本システムの運用支援

(1) 研修の実施

利用者が本システムの使用方法を習得するための研修を行うこと。

なお、実地研修を各校 1 回、合計 13 回行うことを想定しているが、具体的な日程や内容等については、本市と受注者双方協議の上、決定するものとする。

(2) 操作マニュアル（初版）の作成

操作マニュアル（初版）を作成すること。なお、作成するマニュアルは、カスタマイズ部分を反映すること。

また、マニュアルはオンラインドキュメントとして提供し、常に最新版を参照できるようにすること。

8. 成果物

受注者が本市に提出する成果物は、以下のとおりとする。

なお、いずれも電子媒体で納品するものとし、下記(1)は指定様式、その他の成果物は任意様式とする。

- (1) 業務完成報告書
- (2) 導入スケジュール
- (3) 打ち合わせ会議に係る議事録及び付随資料
- (4) 操作マニュアル
- (5) 本システム設定項目及び内容リスト

9. 支払方法

- (1) 受注者は、本業務の履行を完了し、本市による検査に合格した後、委託料の総額を一括で請求するものとする。
- (2) 本市は、受注者からの請求書を受領した日から 30 日以内に、当該委託料を支払うものとする。

10. その他

- (1) 本業務の履行においては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法規を遵守すること。
- (2) 受注者は、本業務を第三者へ委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受注者は、本業務に係る契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務の履行完了後、瑕疵が発見された場合においては、受注者は無償で補修又は追完を行うものとする。この場合における受注者の責任は、本業務終了後 1 年以内に請求があった場合に限る。
- (5) 本業務において新たに作成された著作物に係る著作権については、原則として本市に帰属するものとする。ただし、パッケージ製品等既存の著作物に係る著作権は除く。
- (6) 本業務において、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。
また、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で協力措置を講ずるものとする。
- (7) 本業務を履行するに当たり知り得た情報を第三者に開示、又は本業務以

外の目的で利用してはならない。なお、本規定は本契約が終了した後においても同様とする。

- (8) 受注者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、本市及び受注者双方協議の上決定するものとする。